

証券コード 7357
2023年6月22日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社ジオコード
代表取締役社長 原 口 大 輔

第19回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会継続会(以下「本継続会」という。)を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会(以下「本総会」という。)の一部となりますので、ご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月7日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階「芙蓉」(ふよう)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第19期(2022年3月1日から2023年2月28日まで) 事業報告
及び計算書類報告の件

4. 電子提供措置事項

- (1) 本継続会開催の通知に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト(以下「サイト」という。)に掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社サイト】 <https://www.geo-code.co.jp/ir/meeting/>

【東証サイト】 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証サイト[東京証券取引所サイト「東証上場会社情報サービス」]にアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「ジオコード」又は「コード」に当社証券コード「7357」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

- (2) 電子提供措置事項のうち、本継続会の開催ご通知には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、計算書類の個別注記表につきましては記載しておりません。なお、当該事項は、監査役及び会計監査人がそれぞれの監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社サイト及び東証サイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本継続会については、新型コロナウイルスの感染予防に配慮し、運営をいたします。
 - ◎本継続会のご来場につきましては、本継続会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今般、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。
 - ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。
 - ◎運営スタッフは、検温を含め体調を十分確認したうえで、引き続きマスクを着用のうえ、対応させていただきます。
 - ◎お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本継続会当日までの新型コロナウイルス感染症の流行状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合は、当社サイトでお知らせいたします。

第19回定時株主総会の継続会の開催について

当社は、2023年4月10日に適時開示しました「調査委員会の設置及び2023年2月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載しましたとおり、決算作業の過程で一部の取引について売上を不適切に前倒し計上している可能性を認識したため、調査委員会を設置して当該取引に係る事実関係の調査等を実施しておりました。

そして、当該調査等及び当該調査等の結果を踏まえた決算関連手続に時間を要したことから、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、報告事項「第19期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件」（以下「第19期決算報告」といいます。）を株主の皆様にご報告することができませんでした。

このため、当社は本総会において、第19期決算報告を目的事項として本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催させていただくこと及び本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことにつきまして、株主の皆様にご承認いただき、このたび本継続会の開催を株主の皆様にご通知させていただいた次第でございます。

なお、2023年5月26日に適時開示しました「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて記載しましたとおり、当社は調査委員会より報告書を受領しました。当社は報告内容を真摯に受け止め、これを踏まえて有効な再発防止策を策定・実行し、内部統制及びコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ社会経済活動の正常化が進むなかで、ウクライナ情勢による世界的なエネルギー・原材料価格の高騰や急激な為替変動等が起こりつつも、景気が緩やかに持ち直していくことが期待される状況にありました。しかしながら、世界的な金融引締め等を背景とした海外経済の減速、金融資本市場の変動の影響や物価上昇、国内金融政策の動向等による国内景気への影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社が主たる事業領域とする国内インターネット広告市場は成長を続け、2022年にはテレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計を上回る3兆912億円（前年比14.3%増）規模に拡大しており（出所：「2022年 日本の広告費」株式会社電通）、社会のデジタル化が進むなかで今後も継続して拡大することが見込まれます。

同様に、当社がクラウド業務支援ツールをサービス提供している国内SaaS市場においても、2021年度の9,269億円から5年後の2026年度には1兆6,681億円規模に達するとの予測がみられ拡大傾向にあります（出所：「ソフトウェアビジネス新市場2022年版」株式会社富士キメラ総研、「SaaS業界レポート2022」スマートキャンプ株式会社）。コロナ禍を契機として、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の機運が高まり（出所：「DXレポート2（中間取りまとめ）」経済産業省）、今後も働き方改革や生産性向上を実現するためのIT投資需要の増加は継続するものとみられ、市場規模の更なる拡大が見込まれます。

当事業年度において当社では、このような市場環境を背景として、引き続き継続的で安定的な事業規模拡大を目指し、主力のWebマーケティング事業とともに、DX推進に寄与するクラウドセールステック事業にも注力いたしました。Webマーケティング事業では、「オーガニックマーケティング（注1）」とWeb広告運用におけるサービス品質の更なる向上に努めるとともに、本社（東京都新宿区）や関西支社（大阪府大阪市北区）を拠点と

した営業活動及びインターネットメディア経由の受注強化に加え、金融機関や代理店等との関係強化を図り、多様な販路の確立を推進してまいりました。また、クラウドセールステック事業では、DX推進の機運が継続するなか、大手企業との協業等により新規顧客の開拓に積極的に取り組むとともに提供ツールの機能と利便性の向上に引き続き努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,519,075千円（前事業年度は3,453,520千円（注2））となりました。利益面では、Web業界の人材流動性が高止まりするなか、人材採用と並行して業務委託を積極的に活用したこと等が影響し、営業利益は97,653千円（前期比49.8%減）、経常利益は119,665千円（同39.1%減）、当期純利益は79,663千円（同40.0%減）となりました。

なお、当社の報告セグメントは、開示上の重要性の観点からWebマーケティング事業のみとしており、その他の事業セグメントについてはセグメント情報の記載を省略しております。

（注1）オーガニックマーケティングとは、広告を使わずに、主にGoogle、Yahoo!等の検索エンジン経由でのWebサイトのアクセス数の増加から案件成約に結び付けるマーケティング活動のことです。具体的には、Webサイトの検索順位を向上させるためのサイトマップ構築、SEO対策、コンテンツマーケティング、さらにWebサイトへのアクセスを成約へと効果的に結び付けていくためのUI・UX改善等を各Webサイトの状況や状態に合わせて複合的に立案し、コンサルティングとして提案するとともに、施策の実施に必要な作業も代行することで、効率的かつ迅速にWebサイトの成功を支援するものであります。

（注2）当社は、当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当事業年度における売上高は前事業年度と比較して大きく減少しております。そのため、売上高については前事業年度と比較しての増減額及び増減率（%）を記載せずに説明しております。詳細は、「個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は、26,150千円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、レベニューシェア契約に係る基幹システム等の権利取得費用14,060千円、人員増加等に備えたPC及びその周辺機器の購入費用等8,897千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (2021年2月期)	第 18 期 (2022年2月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高(千円)	2,968,409	3,040,408	3,453,520	1,519,075
経常利益(千円)	155,214	174,688	196,494	119,665
当期純利益(千円)	109,195	111,289	132,775	79,663
1株当たり当期純利益 (円)	52.25	51.04	51.49	30.21
総資産(千円)	1,151,880	1,695,233	1,966,985	2,014,853
純資産(千円)	298,072	1,007,936	1,146,170	1,239,947
1株当たり純資産額 (円)	145.40	392.12	437.25	454.81

- (注) 1. 当社は、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第16期(2020年2月期)の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① Webマーケティング提供サービスの持続的な品質向上

当社の主力サービスである「オーガニックマーケティング」は、従来のSEO対策とWebサイト制作を統合し、検索エンジン経由でのWebサイトのアクセス数の増加から、案件成約率の改善まで、一連のマーケティングプロセス全てを一社完結で支援するサービスであります。検索エンジンにおいて頻繁に実施される順位決定の仕組み（アルゴリズム）の更新に対応していくことが提供サービスの持続的な品質向上を図っていくうえで必須の事項であると考えております。また、Web広告運用においては、広告媒体の多様化や広告媒体社側から提供される広告出稿のための最新機能を積極的に取り入れていくことが重要であると考えております。そのため当社では、SEOやWeb広告運用に関する対策手法や運用体制の改善に日常的に取り組み、今後もサービス品質の維持・向上に継続して努めてまいります。

② クラウド業務支援ツールの市場競争力の向上

DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の機運が継続するなかで、当社が提供するクラウド業務支援ツールの市場競争力を高めていくためには、顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応し提供ツールの機能及び利便性の向上を図ったうえで、販売力を強化していく必要があると考えております。そのため当社では、ツール導入から定着まで顧客を支援するカスタマーサクセス要員の配置や開発体制の充実・強化を図るとともに、周辺サービスを提供する他社ツールとの機能連携を積極的に進め、大手企業との協業等による販売促進にも取り組んでまいります。

③ 継続取引の強化による収益安定化

当社は、安定した収益基盤を確立し持続的な企業成長を実現するためには、継続取引を中心に事業展開を図ることが重要であると考えております。そのため当社では、Webマーケティングサービス及びクラウド業務支援ツールの提供を通してストック型の取引を基本とし、今後も顧客との継続的な関係構築に努めてまいります。

④ 営業力の強化

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、新規顧客の獲得と既存顧客との取引継続及び拡大がそれぞれ重要であると考えております。その

ため当社では、オウンドメディア（注1）の充実やSEO対策のノウハウを駆使してWebサイト経由での受注率向上に継続的に取り組むとともに、既存顧客への提案力を高め、アップセル（注2）やクロスセル（注3）をより一層推進してまいります。また、金融機関や地方公共団体、代理店、大手企業等との関係強化を図り、新たな販路の開拓にも努めてまいります。

⑤ 認知度の向上

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社及び当社が提供するサービスの認知度向上が重要であると考えております。そのため当社では、自社Webサイト（コーポレートサイト、各サービスサイト）やオウンドメディアをより一層充実させること等も含め自社マーケティング活動を強化し、また、積極的な広報IR活動を通して、当社及び当社提供サービスに関する情報発信力を高め、認知度向上に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成の強化

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材を数多く確保するとともに、外部人材を適切に活用しつつ、従業員個々の生産性を継続的に向上させていくことが必要であると考えております。そのため当社では、積極的な採用活動を継続し、社員紹介制度の活用や面接担当者のスキルの標準化等により採用効率を高めるとともに、従業員への教育・研修体制のより一層の充実を図り、経験の浅い人材の早期戦力化も含め全社的な生産性の向上に今後も継続して取り組んでまいります。

⑦ 経営管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスや財務報告の適正性確保を含めた経営管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めていくことが重要であると考えております。そのため当社では、役職員のコンプライアンス意識の向上、各種リスクの管理や定期的な内部監査の実施による経営管理体制の強化、社外役員の選任とこれによるモニタリングの実効性確保や監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス体制の強化に今後も継続して取り組んでまいります。

なお、当社は、2023年4月10日に公表しました「調査委員会の設置及び2023年2月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当事業年度の決算業務を進めるなかで、売上債権の延滞管理対象であったWebサ

イト制作取引の一部について、取引が未完了であるにもかかわらず、売上を不適切に前倒し計上している可能性を認識したため、調査委員会を設置して調査を実施いたしました。調査の結果、売上計上に必要な証憑等を当社元従業員が偽造又は改ざんしていた事実等が確認され、その原因は売上目標達成に対するプレッシャーと慢性的な人材不足を背景に、該当事業部門における業務管理・マネジメント不足及び業務手順の教育不足、並びに該当事業部門及び管理部門における内部統制機能の脆弱性等にあるとの報告及び再発防止策の提言を受けました。

当社は、このような不正事案が発生したことを重く受け止めるとともに、当該提言に基づき、再発防止策を講じて適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に取り組んでまいります。

⑧ 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客との取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことから、継続して情報セキュリティ体制を強化していくことが重要であると考えております。そのため当社では、サーバー設備をはじめ社内ネットワークや情報機器等に適切なセキュリティ手段を採用することによってサイバー攻撃等による不正アクセスや情報漏洩、システム障害等の回避に努めるとともに、機密情報管理に関する社内規程の整備や社内教育の徹底にも努め、情報セキュリティ体制の充実・強化に今後も継続して取り組んでまいります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
(注1)	オウンドメディア	自社の商品・サービスの情報発信やブランディング、集客のために企業やブランドが自ら運営するメディア（オンライン媒体）のことです。
(注2)	アップセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスにおいて、より単価の高い上位モデルに乗り換えること、又は、より利用量を増やすことを促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。
(注3)	クロスセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスと併せて別のサービスの利用を促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

事業区分	事業内容
Webマーケティング事業	オーガニックマーケティング SEOコンサルティング コンテンツコンサルティング、制作 UI・UX改善コンサルティング サイト修正指示、作業代行 Webサイト制作、Webアプリケーション開発 Web広告 リスティング広告、ディスプレイ広告、ネイティブ広告 SNS広告、アフィリエイト広告、動画広告、純広告等の運用
クラウドセールステック事業	クラウド業務支援ツールの開発、販売、サポート 営業支援ツール「ネクストSFA」 勤怠管理・交通費精算・経費精算ツール「ネクストICカード」

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

本社	東京都新宿区
関西支社	大阪府大阪市北区
静岡営業所	静岡県袋井市

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116 (3) 名	1名減 (一名減)	33.6歳	4.0年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
Webマーケティング事業	88 (2) 名	3名減 (1名減)
クラウドセールステック事業	12 (一)	2名増 (一名増)
全社 (共通)	16 (1)	一名増 (1名増)
合計	116 (3)	1名減 (一名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している人数であります。
3. 当社の報告セグメントは、Webマーケティング事業のみであります。使用人の状況においてはクラウドセールステック事業を併記しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年2月28日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 阿 波 銀 行	65,300千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	38,880千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	34,721千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	29,180千円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	26,370千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	24,980千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	22,240千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	22,240千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,941千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,726,300株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は105,000株増加しております。

(3) 株主数 1,581名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ディーグラウンド	1,000,000株	36.67%
原口大輔	622,600	22.83
吉田知史	71,100	2.60
高柳薫	52,100	1.91
株式会社ビジョン	51,200	1.87
坂従一也	30,200	1.10
ジオコード従業員持株会	25,100	0.92
楽天証券株式会社	20,300	0.74
亀山茂	17,000	0.62
上田八木短資株式会社	16,600	0.60

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	2018年5月31日	2019年3月14日	
新株予約権の数	134個	123個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 24,600株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 57,000円 (1株当たり 285円)	新株予約権1個当たり 57,000円 (1株当たり 285円)	
権利行使期間	2020年6月1日から 2028年5月31日まで	2021年3月15日から 2029年3月14日まで	
行使の条件	i 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から起算して1年を経過する日までは、新株予約権を行使することができない。 iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 2020年7月30日開催の取締役会決議により、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原口大輔	
専務取締役	吉田知史	管理管掌、管理部長
取締役	坂従一也	事業管掌、事業推進部長
取締役（社外）	長橋賢吾	フューチャーブリッジパートナーズ(株) 代表取締役 (株)ネットスターズ 社外取締役 野原ホールディングス(株) 取締役
常勤監査役	森崎稔	
監査役（社外）	山本純一	山本・吉田法律事務所 パートナー
監査役（社外）	野村昌弘	アヴァンセコンサルティング(株) 代表取締役 PCIホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 日本公認会計士協会東京会 幹事

- (注) 1. 監査役野村昌弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 2022年5月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、藤井尋教氏は監査役を辞任により退任しております。
3. 前項の藤井尋教氏の監査役退任に伴い、第18回定時株主総会において森崎稔氏が補欠として監査役に選任されております。また、同氏は同日開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任しております。
4. 社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役原口大輔氏、吉田知史氏、坂従一也氏、長橋賢吾氏及び監査役森崎稔氏、山本純一氏、野村昌弘氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員が悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等（以下「損害」という。）を填補することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は、当該保険契約によっても填補されないこととしております。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	46,800	46,800	—	—	4
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(—)	(—)	(1)
監 査 役	10,800	10,800	—	—	4
(うち社外監査役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(2)
合 計	57,600	57,600	—	—	8
(うち社外役員)	(5,400)	(5,400)	(—)	(—)	(3)

(注) 上表には、2022年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役の金銭報酬の額は、2017年2月23日開催の定時株主総会継続会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

ロ. 監査役の金銭報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数を基礎に、会社に対する貢献や実績、将来の期待値、さらに同業他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等の諸要素を総合的に勘案して決定することとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

該当事項はありません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内での月例の固定報酬とすることとしております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任することとしております。また、その一任する内容は各取締役個人別の報酬額の具体的な金額とすることとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長原口大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したからであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員の状態 (1) 取締役及び監査役の状態」に記載したとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長橋賢吾	17回/17回	—	上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識に基づき、主に当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
監査役	山本純一	17回/17回	16回/16回	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の法務・コンプライアンスに関する助言・提言を行っております。
監査役	野村昌弘	17回/17回	16回/16回	税理士・公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の経理・財務に関する助言・提言を行っております。

③ 不適切な会計処理等に関する対応の概要

当事業年度の一部取引において、従業員による制作物の検収時期の不正操作等を原因として、売上の計上時期等を不適切に会計処理したことが判明いたしました。社外役員の名氏は、当該事案の判明までかかる事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った有益な助言・提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、事実経緯の正確な把握と報告を求めるなど、その職責を厳格に果たしております。なお、社外役員の名氏は当該事実経緯と発生原因の正確な把握と再発防止に向けた対策を検討するための、調査委員会の委員に就任し、活発な協議を行うとともに、再発防止策の提言等について意見表明を行いました。

社外監査役山本純一氏は、調査委員会の委員長に就任し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、当該委員会による調査を主導し、再発防止策を取りまとめました。

社外監査役野村昌弘氏は、税理士・公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、精緻な分析による調査・原因追及及び統制の強化に向けた施策の提案を指導しました。

社外取締役長橋賢吾氏は、上場企業における企業経営の経験と高い見識に基づき、内部統制システム・業務体制の再点検を指導し、統制・牽制機能の強化等についての提言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2022年5月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,990千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,990千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬等以外に前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して引継ぎに係る報酬1,000千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をします。
- ロ. コンプライアンス体制の強化を企図して、当社においては複数の社外役員を選任するとともに、取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築します。
- ハ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
- ニ. 監査役会を設置し、社外監査役を半数以上として、より実効性のある監査を推進します。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、リスクマネジメント及びコンプライアンス規程及び、反社会的勢力への対応に関する規程においても、一切の関係及び取引行為を遮断すべく定めております。また、その実効性を高めるために外部関係機関からの情報収集に取り組み、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・情報管理規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・決裁申請書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

- ロ. 定期的にリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を開催し、リスク管理に関する方針、体制の確立及び対策を講じます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために各部門会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えます。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役との協議に基づき任命します。
 - ロ. 監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役の直轄下に置き取締役の指揮・命令は受けないものとします。
 - ハ. 当該使用人の人事異動及び考課については、常勤監査役の同意を得るものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は取締役会に出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有します。また、各部門の会議についても、監査役はその必要性を認めた場合に出席します。
 - ロ. 内部監査室が内部監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えます。
 - ハ. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告することとします。
 - ニ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを徹底します。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

- ロ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ハ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、経理に係る諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告にかかる内部統制の充実を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当事業年度において取締役会は17回開催され、社外役員の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4. 会社役員の状況 (6)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況」をご参照ください。

ロ. 取締役会において当社の経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。

② リスク管理体制

イ. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会において定期的にリスクの洗い出しと評価、優先的に対処すべきリスクの選定と対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行い、取締役会に報告しております。

ロ. 情報セキュリティシステム(ISMS)はJIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)の適合認証を取得しており、ISMSに基づき、情報管理に

関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

③ コンプライアンス管理体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、これを周知するとともに、定期研修の開催により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ロ. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人に対し周知し、コンプライアンス問題等の早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めております。また、内部通報制度の実効性の向上を目的として、内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

④ 監査役の監査体制

- イ. 当事業年度において監査役会を16回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。
- ロ. 監査役及び監査役会は、監査部門から、内部監査等の現状について定期的に報告を受け、常勤監査役は、課題や情報共有のため、被監査部門に対する内部監査結果説明会、フォローアップ監査に同席しております。

なお、当事業年度の一部取引において、従業員による制作物の検収時期の不正操作等を原因として、売上の計上時期等を不適切に会計処理したことが判明したため、当社は調査委員会を設置して当該取引に係る事実関係の調査等を実施いたしました。

当社は、調査委員会による調査報告及び提言を踏まえ、内部統制システムの整備及び運用の重要性を再確認し、その改善・強化につき経営の最重要課題の一つとして取り組むとともに、有効かつ具体的な再発防止策を策定・実行し、徹底した再発防止に努めてまいります。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、持続的な事業の拡大と経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮しつつ、業績・財務状況及び事業環境等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は2月末日、中間配当は8月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,670,694	流動負債	657,012
現金及び預金	1,308,798	買掛金	251,224
売掛金	298,985	1年内返済予定の長期借入金	156,929
仕掛品	10,343	リース債務	1,524
貯蔵品	100	未払金	10,927
前渡金	19,938	未払費用	74,593
前払費用	24,708	未払法人税等	10,788
その他	16,748	契約負債	133,269
貸倒引当金	△8,928	預り金	4,054
固定資産	344,159	受注損失引当金	3,040
有形固定資産	38,104	その他	10,659
建物	27,970	固定負債	117,894
工具、器具及び備品	5,356	長期借入金	113,923
リース資産	4,777	リース債務	3,885
無形固定資産	22,228	その他	86
ソフトウェア	19,035	負債合計	774,906
その他	3,192	(純資産の部)	
投資その他の資産	283,826	株主資本	1,239,947
差入保証金	170,600	資本金	358,573
敷金	70,995	資本剰余金	302,073
破産更生債権等	470	資本準備金	286,073
長期前払費用	5,534	その他資本剰余金	16,000
繰延税金資産	36,696	利益剰余金	579,300
貸倒引当金	△470	その他利益剰余金	579,300
		繰越利益剰余金	579,300
資産合計	2,014,853	純資産合計	1,239,947
		負債純資産合計	2,014,853

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,519,075
売 上 原 価		656,581
売 上 総 利 益		862,493
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		764,839
営 業 利 益		97,653
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 手 数 料	23,112	
そ の 他	876	24,002
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,919	
そ の 他	72	1,991
経 常 利 益		119,665
税 引 前 当 期 純 利 益		119,665
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36,863	
法 人 税 等 調 整 額	3,138	40,002
当 期 純 利 益		79,663

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	351,516	279,016	16,000	295,016	499,637	499,637	1,146,170	1,146,170
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権 の行使)	7,057	7,057		7,057			14,114	14,114
当期純利益					79,663	79,663	79,663	79,663
当期変動額合計	7,057	7,057	-	7,057	79,663	79,663	93,777	93,777
当 期 末 残 高	358,573	286,073	16,000	302,073	579,300	579,300	1,239,947	1,239,947

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社ジオコード

取締役会 御中

アーケ有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米倉 礼二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早川 和宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジオコードの2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年(平成17年)10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、次の事項を除き、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載の通り、当該事業年度において、一部取引の売上時期等を不適切に会計処理したことが判明したため、調査委員会による事実関係の調査・検証が行われ、再発防止策の提言がなされました。監査役会は、内部統制システムの強化が必要であると考え、今後会社の実施する再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社ジオコード 監査役会
常勤監査役 森 崎 稔 (印)
監査役（社外監査役） 山 本 純 一 (印)
監査役（社外監査役） 野 村 昌 弘 (印)

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主總會繼續會會場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階

「芙蓉」(ふよう)

TEL 03-3375-3211



交通：JR線・小田急線・京王線「新宿駅」南口より徒歩約3分

都営新宿線・大江戸線「新宿駅」A1出口 出てすぐ横